

## 山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、県内の歯科衛生士の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とし、一般社団法人山梨県歯科医師会(以下「県歯科医師会」という。)が山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業実施要綱に基づいて行う事業(以下「事業」という。)に要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助の対象)

第3条 この補助金は事業に対し、次の各号に定める経費を交付の対象とする。

- (1) 歯科衛生士修学資金貸付事業に要する貸付金の原資
- (2) 歯科衛生士修学資金貸付事業の事務に要する経費

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 県歯科医師会長(以下「会長」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第2号に定める歯科衛生士修学資金貸付事業の事務に要する経費については、予算の範囲内で別途示す額を限度とし、その対象経費は、貸付事務の運営に要する経費(消耗品費、印刷製本費)とする。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金変更承認申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 会長は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事は、第5条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第5条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (7) 会長は、事業を廃止した場合には、知事の定めるところにより返還された貸付金及び廃止した時点における貸付原資等の残余额の全額を県に返還しなければならない。

- (8) 会長は、前号の規定による返還金のうち、未貸付金及び事務費については、廃止後ただちに、廃止年度以降、返還された貸付金については、毎年4月30日までに県に返還しなければならない。
- (9) 会長は、知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告しなければならない。
- (10) 貸付金の返還が生じた場合の補助金交付額は、当該年度の補助金所要額から当該年度内に返還された貸付金の金額を控除した金額とする。

#### (補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は精算払を原則とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、概算払により交付することができる。
- 3 会長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

#### (状況報告)

第8条 会長は、毎年度12月末日現在の事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式第5号)により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し報告を求め、若しくは事業の施行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類を検査させることができる。

#### (実績報告)

第9条 会長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 会長は、事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により、速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に納付しなければならない。

#### (証拠書類等の整理及び保管)

第11条 会長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 別表

| 種目    | 対象経費            | 補助率   |
|-------|-----------------|-------|
| 修学資金  | 貸付金             | 10/10 |
| 貸付事務費 | 需用費（消耗品費、印刷製本費） | 10/10 |

(様式第1号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金交付申請書

年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金について、次により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙1）
- 3 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金所要額内訳書（別紙2）
- 4 その他必要な書類

(様式第2号)

第 年 月 日  
第 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

- 1 変更の事由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類 交付申請の各様式に準じて変更前と変更しようとする内容を比較し記載した書類

(様式第3号)

第 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第6条第3号の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の事由
- 2 添付書類
  - (1) 中止（廃止）申請時までの事業の進行状況
  - (2) その他参考資料

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

| 補助金交付<br>決定額<br>① | 既概算払額<br>② | 差引額<br>①-②=③ | 今回概算払<br>請求額<br>④ | 備 考 |
|-------------------|------------|--------------|-------------------|-----|
|                   |            |              |                   |     |

3 概算払請求の理由

4 支払方法

(1) 現金

指定金融機関名 \_\_\_\_\_

(2) 口座振替

振替先銀行名 \_\_\_\_\_

口座名 \_\_\_\_\_

預金種別 (当座・普通)

No. \_\_\_\_\_

(様式第5号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金に係る  
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記の補助事業の遂行状況について、山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

| 経費区分       | 対象経費の<br>支出予定額 | 12月末日時点<br>の支出済額 | 積算内訳 | 進捗率 | 備考 |
|------------|----------------|------------------|------|-----|----|
| 貸付金<br>需用費 |                |                  |      | %   |    |



(様式第6号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金  
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付  
事業費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金精算書（別紙3）
- 2 年度山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金精算額内訳書（別紙4）
- 3 その他知事が必要と認める書類

(様式第7号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金に係る補助事業により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、山梨県歯科衛生士修学資金貸付事業費補助金交付要綱第10条第1項に基づき報告します

- 1 事業実績額
- 2 仕入控除税額
- 3 添付書類 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等